

定 款

平成14年 8月23日 施行

平成24年12月14日 改定

平成30年 3月25日 改定

令和 2年 3月29日 改定

令和 5年11月 5日 改定

令和 6年 3月24日 改定



特定非営利活動法人

日本住宅管理組合協議会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1丁目26番2号

松浦ビル 6F

TEL 03-5256-1241 FAX 03-5256-1243

URL <http://www.mansion-kanrikumiai.or.jp>

E-mail info@mansion-kanrikumiai.or.jp

特定非営利活動法人 日本住宅管理組合協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本住宅管理組合協議会(略称、NPO日住協)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都千代田区、神奈川県伊勢原市、千葉県印西市、埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、マンション問題について、管理組合、諸団体、市民など幅広くの人々に対し、マンションの管理についての相談・支援・調査・研究・提言等を行うことにより、まちづくりの推進、居住環境の保全、地域の安全を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 以上の活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 相談、研修会、見学会、交流会、展示会、講座、講師派遣等
 - ② 調査及び研究並びに建物、設備等診断

- ③ 広報紙及び調査研究報告書並びに資料等の発行
- ④ インターネットによるマンションに関する情報提供
- ⑤ マンションに関する施策の研究と提言
- ⑥ マンションの管理に関する物品の販売
- ⑦ 管理者、顧問、コンサルタント等、派遣要員の育成及び要員の派遣事業
- ⑧ 全国のマンション問題等に携わる者との交流、情報交換及び連絡調整
- ⑨ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(2) 収益事業

- ① 損害保険代理事業

2 前項第2号に掲げる事業は同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した管理組合及びその法人、並びにマンション管理活動に関心を持つ個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動の支援、援助等を行なうことを目的に入会した団体・法人・個人
- (3) 名誉会員 この会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦され、かつ総会で承認された者

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、この会で定める、入会申込書に所定事項を記入のうえ会長に申し込むものとし、理事会は正当な理由がないかぎり承認するものとする。

2 賛助会員として入会しようとする者は、この会で定める、入会申込書に所定事項を記入のうえ会長に申し込むものとし、理事会の承認を得るものとする。

3 会長は、前1、2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員及び賛助会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届けを会長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 7名以上 12名以内(会長・副会長を含む)
- (4) 監事 2名以内

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会又は正会員の推薦を得て、総会において選任する。

- 2 理事のうち、会長、副会長は、理事会において互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 顧問は、当会の理事を10年以上経験した者のうちから理事会の推薦を得て、総会において選任する。

(職 務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、あらかじめ定められた順位に従い、その業務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査し、総会に報告すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査し、総会に報告すること。
 - (3) 前1号及び2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 顧問は、理事会に出席して意見をのべることができる。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 顧問の任期は、役員任期に準ずるものとし再任は妨げない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で総会の議決を経て報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前1項及び2項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務局及び事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長に理事をもってあてることができる。
- 3 職員は、理事会が採用し、監督する。
- 4 事務局の組織及び運営については、理事会が別に定める。
- 5 職員に給与を支給する。給与に関する規則は理事会が定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 支部の組織及び運営に関する規則
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等とし、1とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議事の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき
- 2 理事会を開催する場合には、監事に通知しなければならない。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議 決)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 理事会の議事は、出席理事(議長を除く)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。
 - 3 議事録は、事務局に保管し、正会員から請求があつたときは閲覧に供しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行なうものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、第2号の法人又は第1号の国に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

2 貸借対照表の公告は、ホームページで行なう。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 日本住宅管理組合協議会の会員は、本会の正会員とする。
- 3 日本住宅管理組合協議会の財産は、本会が引き継ぐものとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	穂山 精吾
副会長	志田 隆康
〃	原 直男
理 事	小澤 康子
同	柿沼 英雄
同	柏 輝男
同	小暮 正文
同	阪井 邦彦
同	佐々 俊郎
同	中嶋 保美
同	平井 健男
同	前田 伸生
同	松寺 徳
監 事	河野 誠
同	渡邊 重蔵

- 5 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成

16年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

7 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年12月31日までとする。

8 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 管理組合	管理組合割（基本会費）	1管理組合	年	20,000円
	戸数割	1戸	年	250円

② 個人			年	60,000円
------	--	--	---	---------

(2) 賛助会員			年	120,000円
----------	--	--	---	----------

(附 則)

9 この定款は、変更の認証の日から施行する。